

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、透明性の高い、公正な経営を実現することを重要課題であると考えております。また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社和幸興産	11,233,504	48.09
長妻 貴嗣	3,314,536	14.19
長妻 和男	648,480	2.78
日本トラスティ信託銀行株式会社	437,000	1.87
従業員持株会	334,988	1.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	200,000	0.86
株式会社千葉銀行	195,904	0.84
長妻 幸枝	180,624	0.77
内田 正美	17,000	0.73
日本生命相互保険会社	162,880	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無	長妻 貴嗣
-----------------	-------

親会社の有無	有限会社和幸興産 (非上場)
--------	----------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件の決定に際しましては、市場価格等を勘案の上、一般取引条件と同様に決定しており、少数株主保護の体制を維持しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

有限会社和幸興産(以下、「和幸興産」)は、当社の発行済株式総数の48.09%(平成29年3月31日現在)を保有する親会社であります。当社は和幸興産と資本的関係及び人的関係等がありますが、当社の事業運営につきまして当社独自の経営方針及び経営計画を策定しており、当社単独の経営意思決定により事業の推進を行っております。以上のことから、当社は親会社からの一定の独立性を保持していると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。監査役と会計監査人とは、監査に対する体制、計画及び監査の実施状況について、随時情報交換並びに意見交換を行っております。
監査役と内部監査部門が緊密な連携を保つことで、効率的な監査業務が遂行されております。内部監査計画、内部監査実施状況等について適時報告・説明を行い、有用な情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
山崎 直人	公認会計士												
石黒 博	その他												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 直人	○	独立役員を指定しております。 山崎公認会計士事務所所長	公認会計士として専門的知見を有していることから、適任であると判断しております。 独立役員指定の理由 当社と現開設公認会計士事務所において取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えうる関係も無く、また公認会計士として公正・中立な立場を保持しており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。
石黒 博		一般財団法人柏市まちづくり公社評議員 株式会社道の駅しょうなん取締役 公益財団法人柏市医療公社評議員	行政に携われた豊富な経験を有しており、その経験を当社の監査に反映していただけることから、適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

業績に応じて役員賞与を支給しております。
当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役の報酬について報酬総額を記載しております。なお、有価証券報告書は当社ホームページで閲覧することができます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の役員報酬等の額またはその算定方法に関しては、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内において、人事担当役員の起案により報酬額案を作成し、取締役会において決議することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役より社外監査役に対し十分な情報提供を行い、随時レポートを配布する等、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行体制

当社の取締役会は経営上の重要事項決定機関であり、定時取締役会、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、執行役員さらに必要に応じ担当部門長・担当者参加のもと、業務執行報告と課題検討を行い、常時、業務及び執行の厳正な監視を行える体制をとっております。

2. 監査体制

監査役会は4名(常勤監査役1名、非常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成しており、定期的に監査役会を開催し、また、取締役会をはじめ主要な会議に出席し必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに取締役からの報告を受けるなど、厳正に監査を行っております。

3. 独立役員

ジャスダック証券取引所の規則に定める独立役員を指定しております。

4. 内部監査

内部監査室2名を専任しており、監査・調査を定期的を実施しております。監査の結果は、取締役会および監査役に報告されており、内部監査状況を監視しております。

5. その他

弁護士・税理士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2名の社外監査役、1名の常勤監査役、1名の監査役があり、また、社外監査役2名は会計及び行政の専門知識を有しております。

また、当社は社外取締役を選任しておりませんが、その理由は以下の通りであります。

企業の持続的利益成長にとって、その独自性は欠くことの出来ない条件となっております。よって経営を遂行する取締役は社内・社外を問わず、社風、文化、理念、ビジョンへの共感と事業並びに業界の理解が必要となります。そのような観点で社外取締役を選任することが社外取締役制度を機能させることになると考えております。現在大変残念ながら、そのような方がおりませんので、引き続き粘り強く探してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より前に株主総会を開催するよう、開催日を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとに決算情報を掲載しております。また、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、事業報告書等を当社ホームページに掲載しております。 URL http://www.sankyofrontier.com/corporate/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法及び関係法令に則り(会社法第362条第4項第6号及び第5項、会社法施行規則第100条及び会社法施行経過措置政令第14条)、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり定めます。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

当社は、コンプライアンスの強化を経営の基本方針としており、事業上でのリスクの明確化・対応方法の検討・チェック体制の強化・問題が発生した場合の早期是正を図ることで取組んでおり、使用人全員への周知徹底を図っております。

また、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規定に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、内部監査室を設置し、業務監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回取締役会を開催し、又臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、執行役員制度の導入を行い、経営と業務職務を明確に区分しております。

3. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係わる文書・情報については、法令・定款及び社内規定に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

4. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、担当役員及び内部監査室が中心となり、リスク管理規程に従い、社内横断的なリスクの予防・管理を実施しています。

また、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて指導・助言等を受けております。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は、フロンティア流通株式会社、番禺三協豪施有限公司、SANKYO FRONTIER MYANMAR COMPANY LIMITEDの3社であります。これら子会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するため、子会社経営陣と適時会議を持ち、企業集団としての経営について協議する他、子会社が親会社の経営方針に添って適正に運営されていることを確認する体制をとっております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現在は職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて監査役に使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものとし、人事評価等については監査役会の同意を得て取締役が決定するものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び使用人から重要事項に付き常時報告を受け、必要とする質問と調査を依頼することができます。また常勤監査役1名は非常勤監査役1名および社外監査役2名と監査役会を構成し、毎月1回監査役会を開催し重要事項を審議することとしております。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として「内部統制基本方針」を制定し、その指針に基づき内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価し、適宜、必要な是正を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会的責任ある企業として、内部統制基本方針において、反社会的勢力に対する基本方針を定めています。

当社では、内部統制基本方針に則り、反社会的勢力に対し販売、仕入れをいたしません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図

